広報
さめがわ

第115号
昭和38年
4月1日発行

編集兼発行
鮫川村役場
鮫川村公民館
塙町　佐藤印刷所

4月30日
村議会議員
村長選挙

投票用紙に候補者の氏名を書く方法のかわりに、候補者氏名を印刷した用紙に○印をつける記号式投票という方法ができました。わが村でも四月三十日の村長選挙にこれを採用します。

記号式投票＝村長選挙に採用



あの学校も、この道路も、みんな議員さんたちの審議にかかります。議員さんは議場で論議するばかりでなくこうして現地を調査し、よく村内の事情を調べ、公正な結論を出されます。



村の春

みんなに待たれた四月……
日本で一番美しい季節
山々の木々が芽ぐみ
たなびくかすみの下に
麦の青さが
目にしみる。
サクラは気短かな
若者のように咲き
そして散っていく。
ビニール苗代に
陽はまぶしく
むされた温度の中で
生長をいそぐ苗……
香ぐわしい空気を
胸一ぱい吸って
山に木を植える人が
背のびする。
どこかで牛のなき声がする。

3月の人口と世帯

人口	7,872（+14）
男	3,908（+14）
女	3,964
世帯数	1,252（−3）

自衛官募集中

新らしい農業

畑苗代の管理要点

稲の生育のおくれを防ぎ減収を少なくし、労力の調整を良くするなど畑苗代の良い事は御承知のとおりですが、広報紙がよまれるころは種まきも終り育苗中と思います。

育苗で最も大切な事は、温度の調整で、種まきが充分な注意をもつて作業されているかぎり、この期間は温度の調整さえ良く行なえばまず一〇〇%良い苗ができると思つてよいでしょう。

(1) 種まきから約10間は、床土の水もちがよい場合は、水不足の心配がないから、床内温度は最高40°C以上にならないように注意し、水かけは水不足にならない限りなるべくさける。

(2) 10日目から20日目までは、本葉3枚が出そろう時期で、日中床内温度は初め30°C、後で25°Cを最高温度とし、乾き過ぎや湿りが強いと立枯病になり易いから注意する。

(3) 20日目から30日にかけては、4.5葉くらいになるが、床内温度は25°Cを最高とし、高温の日はビニールを除いて外気にならし、一方水分も畑状態としやや乾き気味にする。

(4) 30日目より田植までは、最後は苗齢は5.5葉位にする。そのため、この期間は夜昼ともビニールをひらいて、畑状態の土壌水分とし、田植すぐ前に十分水をかける。

手入れの要領を示すと下図のようになる。

種まき	緑葉		三葉		四葉		田植
0		10		20		30	40
	1期		2期		3期	4期	
水分	十分な水分		適湿		やや乾燥	やや乾燥	かん水
日中温度	高温で後芽発芽まで40°以下		前半30° 後半25°		25°以下	開放	
	種まき前にじゅう分かん水	乾燥させない	温度は一〇度以下にしない	かん水し過ぎないこと	低温より高温に注意	ムレ苗発生に注意	日中暖い日は開放 畑状態の水分にする 降霜ない夜間は開放 肥料切れの時は追肥 苗令五葉～六葉採苗

育苗中の手入れ

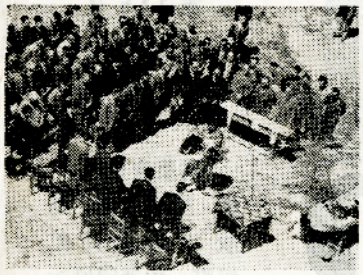

村と国土緑化推進委員会が主催して、郡の植樹祭を四月十一日、東前田地内で執行しました。

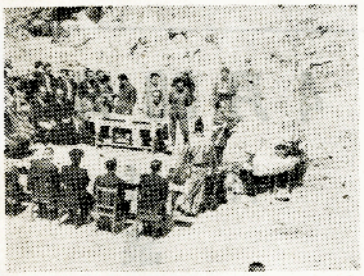

知事代理、県事務所長、町村長、警察署長など郡内の有力筋が全員出席で、非常な盛況でした。



山のみどりなるは平和と繁栄のシンボルと石田村長は参会者にあいさつして緑化の推進をよびかけました。



この日恵まれた好天気、場所は新宿の共有地、赤松の苗が見てる間に植付けられ祭典は正午に終りました。

植樹祭を本村で

緑の羽根でおなじみの国土緑化推進委員会では植林の意識を高めようと、約一万町歩の山林を持つ本村の中野字東前田地内に於いて、鮫川村と共催で四月十一日植樹祭を行ないました。

郡内及び村内の関係者が多数出席して盛況でした。

新しい方法の投票 記号式投票を 村長選挙に採用します

—— 四月は選挙の月 ——

昨年選挙法の一部が改正され、現在の自分で書く投票の外に記号式投票という新しい投票の方法ができました。

〃記号式投票〃とは地方公共団体の長の選挙の投票についてのみ出来るということで、県知事、村長の選挙だけに行なわれます。

本村でも四月三十日の村長選挙にこの方法で投票することに議会で条例が決まりました。

村長立候補しめ切後、投票用紙のなかに候補者の名前を印刷しておきます。この名前の上のらんに、自分が投票しようとする人に〇印のハンコをおしただけでよいのです。

この方法は安達郡東和町でも一月三十日に町長選挙を行なつたのですが、結果は無効が少く、開票事務が早く大へんよかつたそうです。

投票用紙の様式は次のとおりです。

(例)

鮫川村長選挙投票 印

候補者氏名	〇をつける欄
甲野太郎	
乙田次郎	
丙野三郎	
丁田四郎	

注意

一、投票しようとする候補者一人についてその氏名の上の〇をつける欄に〇印をつけること

二、〇のほかは何も書かないこと

‖記載上の注意‖

投票する場合は、投票記載所にそなえつけてある〇じるしのハンコで、投票しようとする候補者一人の名まえの上のらんに〇を一ツおしてください。

〇じるしのハンコのほか、なにもかかないでください。

投票用紙に文字や△、□その他の記号をつけたりしますと、その投票は無効になります。

もしまちがつて〇の記号をつけたときは、全部の〇をつけるらんに記号をつけてから係の人に申し出て下さい。

‖代理投票もできます‖

この記号式投票でも、文盲の人や体の故障のため〇じるしをつけることができない人は、いままでと同じく代理投票ができます。

しかし、不在者投票は、〇じるしのハンコをおす方法でなく、いままでどおり投票用紙に投票しようとする候補者の名まえを書くことになります。

四月三十日は村長選挙と、村議会議員の選挙を同時に行なうことになつています。

この議員の選挙はいままでどおり投票用紙に名まえを書くことになつていますから、この点御注意して下さい。



お名残りの定例村議会は三月十二日から三日間開かれ三十八年度予算案などが審議されました。



最終の定例議会だけに議員さんたちも大張切り。議長さんも板についた堂々たる議事のさばきぶり。

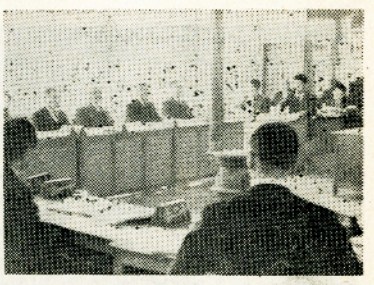

教育費は額も多く地域につながる問題も多く質問が集中して水野教育長と山形委員が応答にひと苦労。



この日婦人会の幹部二十数名が傍聴席に陣取って議場は一段とにぎやか。松本議員の討論も名調子。

おらが村の歩み (42)

三十八年度予算について

村長　石田卯子八

近年はどこの町村も予算が大型化し、投資的経費の増大を図っているため、ややもすれば財政の健全性を失なうおそれがなしとはしないようであります。

また相次ぐ給与改訂で人件費が著しくかさみ、そのため事業費が圧迫される傾向にあることも、各市町村のなやみであります。

本村でも健全性積極予算ということを、三十八年度予算編成の根幹とし、努めて投資的経費の増高を図りながら、歳入面はなるべく手がたく見積るように努力しました。

この年度の税収入は前年調定額対比約一〇〇万円の減税を見込んでおります。これは前年度の所得額により同率の課税にしますと、負担が過重になるおそれがあるので、特に低額所得層の負担軽減をはかるため、税率の引下げを行なうものであります。

その他の税外収入も堅く見込んで、財政の健全性を保つように努めましたが、この際起債についてもひとことふれておきましょう。

今年は多年待たれている鮫川中学校の屋内運動場建築を計画し、国庫補助枠を受けるべく努力するわけですが、財政負担を軽くするため一部教育債を予定しております。

教育債の財源はおおむね簡易保険の積立金であります。簡保は庶民の積立てる零細な資金ですが、国に集まれば膨大な資産となって、地方公共団体に還元融資されるのであります。

どこの市町村も可能な限りこれを利用して、公共事業に充てるのが常識であります。

現在起債なしで大きな事業をやる市町村はありませんし、そのような財政鎖国主義をとる古い考えかたはなくなりました。

本年度予算では、村税を前年より一〇〇万円を減じて、起債償還は二〇〇万円をかえす予算を計上しているのですから、住民負担を重くするものではありません。

投資的建設事業の中で新しく計画されているものに、健民費の中の村民運動場、一部事務組合によるし尿処理場などがあります。

教育費では学校給食がモデルケースとして二校とりあげられております。

失対事業は継続しますが、新しい機械の導入も計画され、能率は一段と向上することでしょう。

国保財政も次第によくなりましたので、世帯主七割給付も年内に実施の予定が立てられ、住民福祉の面がようやく軌道にのって来た感じであります。

（第二次村政の歩みはこの項で終りました。長い間御愛読を頂きましてありがとうございました。）

年金保険料

四月は国民年金保険料三十七年度分の最終納付日です。まだ三十六年、三十七年度分未納の方は早く納めて下さるようお願いします。

四月から新年度分（三十八年度）の保険料を納めることになりますので、毎月か納付月毎におくれず、忘れずに納入されるようお願いします。

満二〇才以上の日本国民はいづれかの年金制度に加入しなければなりません。したがつて通算年金通則法によりどの期間も通算されることになっています。又現在支給されている各種福祉年金も本年五月から増額されることにほぼ決定されており、拠出制国民年金制度も昭和四十一年頃は大幅な改正が予想されております。

どうしても保険料を納入できない方には免除の方法もありますから、無届けで保険料を滞納することのないようくれぐれもお願いします。

◎三十八年度の免除申請は、七月末日まで。

◎満二〇才になった者は資格取得届を。

◎被保険者が転入出したときは必らず住所変更届を。

◎満七〇才になった方には、老令福祉年金が支給されますから届出て下さい。

不良化のきつかけは春に

少年の不良化のきつかけは、春につくられます。四月は、少年たちにとって進学、就職などで希望に満ちている反面、新しい環境にはいるので不安も多いときです。

こうしたことが、感じやすい少年たちの心理と結びついて不良化する少年が目立つて多くなります。

各家庭では、この時期にはとくに少年たちの新しい友だちによく注意し、ことば使いや態度にも気を配つて、いろいろな刺激や誘惑から見守つてやりたいものです。

新しい区長さん

四月一日付で次の方に区長・区長代理の辞令が交付されました。

大字	区長	区長代理
西野	石井半次	北条　栄
西山	阿久津稔	関根　茂
中野	緑川重明	生田目長治
東石	宗田幸雄	渡辺正佳
富田	生田目定美	吉成重利
渡瀬	藤田篤（死亡）	若賀正夫
青生野	石井春吉	森田一雄



4月のこよみ

村長選挙に立会演説会を行います。

"立会演説会"とは

立候補した候補者が一堂に会して演説を行なうことです。

開催及び運営は、特定の候補者に有利にならないように主催者は選管だけに法律によつて定められています。

はじめての演説会でもあり実施については、いろいろと検討してスムースに行ないたいと思います。

また開催回数については、村内八ケ所で行ないます。

「鮫川村統計研究会」が誕生しました

本村の統計調査員として委嘱された二十九名の方々が、統計調査技術の向上と統計の普及を目指して、三月二十九日「鮫川村統計研究会」を結成し、次のとおり役員を選任しました。

会　長　水野芳光
副会長　宗田貞治
幹　事　矢吹一二　松本好雄
　　蛭田喜代次
監　事　本郷栄治　長井久男

公明選挙実現のために
——違反をなくしましょう——

鮫川村公明選挙推進協議会

公明選挙は、民主主義の基礎であるばかりでなく、正しい地方自治の出発点であります。

選挙運動から、買収、饗応などの醜悪な行為を追放することは、公明選挙実現の上に最も重要なことです。そして買収、饗応を有効に抑圧するには、村民の一人一人が、それに関する法的知識を身につけることが大切であり、わずかな金銭や饗応をうけて、思わぬ重い刑事責任をうけたりすることのないように注意しなければなりません。

一、金銭を受取り、又は饗応をうけた人は、金銭を手渡し、又は饗応をした人と同じく罰せられ、かつ公民権停止処分をうけます。

金銭を手渡したり、饗応接待をしたりする人のみが処罰されると思っていますが、これは間違いで、金銭を受取つたり、饗応をうけた人も、等しく三年以下の懲役若しくは禁錮又は五万円以下の罰金に処せられます（公職選挙法二二一条）。

さらにそのうえ、罰金の人は五年間、禁錮、懲役の人はそれ以上長期間の公民権停止処分をうけます（公職選挙法二五二条、同一三七条の三）。

二、既に金銭を受取り、又は饗応をうけた人は、直ちに警察に届出て、受取つた金銭や物品を任意提出するのが無難です。

金銭、物品を受取つても、それが自己の意思に基かずに無理に手渡された時は、受取つた人は罰せられませんが、問題化するおそれがありますので、その金銭、物品を直ちに警察に提出するのが無難です。

あとで、手渡した人に突き返しても、返したかどうかで水かけ論になりますから、警察に提出するのが最もよい方法です。

買収・饗応を追放し、明るい選挙を実現しましょう!!

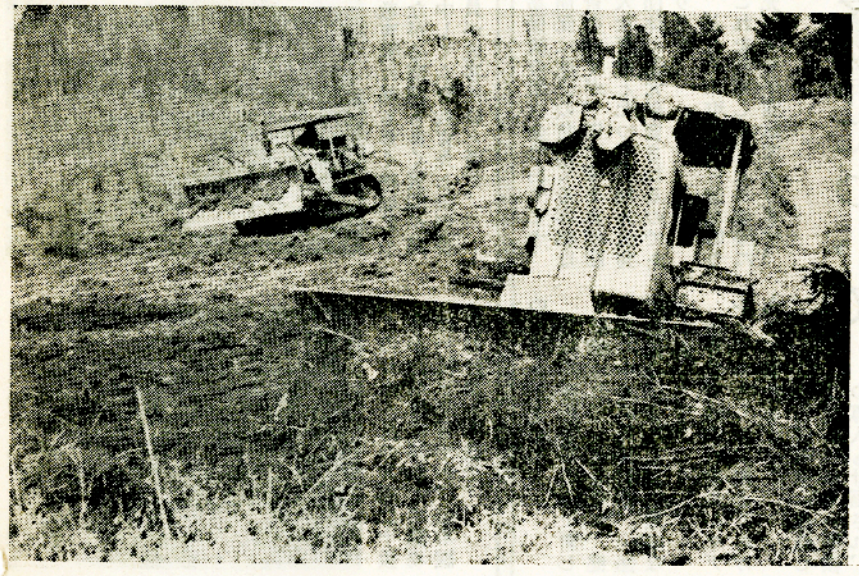

ブルの力で土地改良（鮫川村土地改良区）

おめでた

一　月
二九日大石草　鈴木正人

二　月
一日押目北条浩伸
八日青生野吉成利治
一二日小名沢有賀チイ子
一二日関口藤田アサ子
一五日反田船木康
一九日酒垂生田目栄子
二二日石井中川西春代
二三日中沢石井静子
二五日遠ヶ竜萩原長治

三　月
三日西ノ沢芳賀正信
四日名下西野善弘
六日鍬木田栗原春枝
七日菅田生田目忠徳
一〇日石ノ花矢吹恵美子
一二日押野緑川勝代
一二日関口藤田芳子
一三日上耕地赤坂幸枝
一五日中沢矢吹良子
一六日福原蛭田敏子
一七日田ノ上蛭田次枝
一七日青生野本多稔
一九日青生野岡部久美子
二〇日菅田関根好行

おくやみ

二　月
六日内ケ竜緑川常義
八日田中国井スイ
八日滝平円井留蔵
一一日木之根山形弘明
一二日鍬木田戸村カメ
一三日関口生田目詰三郎
二一日広畑蛭田ハツ
二六日取上緑川ダイ

三　月
四日赤柴箭内みつい
七日発地岡高野和己
二四日道少田鈴木竹治
二五日中沢生田目ヨシ

あとがき

○…心浮かれる四月、この四月は選挙の月、つい心浮かてれ尊い一票を買収などされないように……公明選挙推進協議会の記事をもう一度お読み下さい。

○…編集子が他の仕事と兼務の悲しさ……心ならずも編集がおくれてしまいましたお許しのほどを……。

○…「公民館報」から「広報さめがわ」に変って満一才となりました。来月から二年生としてみなさんによく読まれる広報紙に努力しますから、御協力願います。